

特定非営利活動法人カラザ 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年3月1日～2025年2月28日までの2年間

2. 内容

目標1：2023年6月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 2023年3月～ 所定外労働の現状を把握する
- 2023年6月～ ノー残業デーの実施

目標2：有期労働者を含む全社員の年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 2023年9月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 2023年10月～ 社内報などで有給取得促進キャンペーンを行う